

事 務 連 絡
令和 2 年 12 月 14 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
医師臨床研修推進室

令和 4 年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員上限について

平素より医師臨床研修制度の推進にご尽力を賜り誠にありがとうございます。
標記については、令和 2 年 12 月 10 日に開催された令和 2 年度第 3 回医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の審議を踏まえ、医師法第 16 条 3 に基づく研修医の定員を別紙のとおり決定しましたのでご連絡いたします。

つきましては、令和 3 年 4 月 15 日（木）までに、地域医療対策協議会等の審議を踏まえ、別紙上限の範囲内で管内臨床研修病院の定員配分及び当該定員の算定方法について、地方厚生局医事課宛てご提出願います。

なお、基礎医学系の大学院に入学する医師を対象とした臨床研修と基礎医学を両立するための研修プログラム（基礎研究医プログラム）にかかる定員については、別途通知することを申し添えます。

令和4年度臨床研修 都道府県別募集定員の上限

(単位:人)

	R3年度募集 定員上限	R3年度病院 募集定員合計 (※1)	R2年度 採用実績	基本となる数 (全国の研修医総 数推計値を人口分 布や医学部入学 定員で按分) (※2)	地域枠による 加算 (※3)	地理的条件等による加算		基本となる数と加算 の合計(仮上限)	R4募集定員 上限 (※5)	
						地理的条件(100kmあ たりの医師数、離島 の人口)による加算 (※4)	医師少数区域の人 口、都道府県間の 医師偏在状況に応 じた加算			
				①	②	③-1	③-2	④	⑤	
北海道	457	457	352	347	32	38	19	436	425	北海道
青森	173	150	86	99	35	10	22	166	156	青森
岩手	172	131	61	97	37	10	24	168	154	岩手
宮城	242	231	175	183	21	14	19	237	229	宮城
秋田	151	109	74	77	31	8	21	137	129	秋田
山形	141	115	68	85	22	10	19	136	127	山形
福島	216	166	102	122	55	13	22	212	198	福島
茨城	276	251	163	189	51	0	29	269	255	茨城
栃木	208	190	163	128	14	9	20	171	170	栃木
群馬	187	149	98	128	17	9	19	173	163	群馬
埼玉	557	504	409	485	36	0	26	547	529	埼玉
千葉	485	475	417	413	51	0	19	483	475	千葉
東京	1,358	1,364	1,351	1,103	26	7	21	1,157	1,351	東京
神奈川	662	663	652	607	15	0	14	636	652	神奈川
新潟	249	192	96	147	37	23	27	234	216	新潟
富山	125	115	81	83	11	6	14	114	110	富山
石川	135	139	108	90	18	7	13	128	125	石川
福井	106	103	48	61	12	5	15	93	87	福井
山梨	132	83	58	64	48	5	14	131	122	山梨
長野	194	182	140	135	16	10	20	181	176	長野
岐阜	211	206	137	131	40	10	18	199	191	岐阜
静岡	310	300	265	241	30	1	22	294	290	静岡
愛知	566	569	551	499	33	1	17	550	551	愛知
三重	190	153	128	118	50	10	16	194	186	三重
滋賀	139	131	119	99	9	8	13	129	128	滋賀
京都	248	256	270	194	8	0	11	213	248	京都
大阪	632	649	627	582	14	0	12	608	627	大阪
兵庫	417	419	425	361	17	2	13	393	417	兵庫
奈良	144	144	118	103	11	0	13	127	126	奈良
和歌山	117	120	101	73	41	6	13	133	129	和歌山
鳥取	103	86	38	44	26	4	12	86	80	鳥取
島根	105	81	53	53	37	11	14	115	107	島根
岡山	199	203	194	150	8	12	12	182	194	岡山
広島	232	215	166	185	23	3	13	224	217	広島
山口	153	137	95	106	22	9	16	153	146	山口
徳島	97	79	49	58	16	6	13	93	87	徳島
香川	121	110	62	76	17	9	14	116	109	香川
愛媛	157	157	82	104	21	12	14	151	142	愛媛
高知	99	99	56	55	36	5	13	109	102	高知
福岡	424	424	381	398	3	1	12	414	410	福岡
佐賀	93	90	69	65	4	1	13	83	81	佐賀
長崎	169	144	118	105	16	30	13	164	158	長崎
熊本	157	147	83	115	13	10	14	152	143	熊本
大分	135	111	83	90	14	8	14	126	120	大分
宮崎	136	102	56	85	16	7	19	127	118	宮崎
鹿児島	192	149	108	109	18	41	15	183	173	鹿児島
沖縄	177	177	139	106	16	29	12	163	160	沖縄

計11,949人

計11,289人

(※1)施設ごとの募集定員を原則最低2人にする等の都道府県が行う調整により、病院募集定員合計が厚生労働省の示した募集定員上限を上回る場合がある。
(※2)「研修医総数推計値」は、令和4年度研修希望者数推計値に、研修希望者数に対する採用実績数の割合の過去3年平均(0.89)を乗じて算出。
—令和4年度研修の希望者数推計値 10,052人×0.89=8946人
(※3)①都道府県が奨学金を貸与しており、かつ、都道府県での従事要件の課されている者の人数、②令和2年8月の医師需給分科会において示された地域枠の定義の要件を満たしている者の人数、の合計に今回の倍率(1.08)を乗じて算出。
(※4)面積当たり医師数については、全国の平均値よりも少ない場合等に加算。
(※5)④から⑤への計算は、前年度採用数等の保証による激変緩和のための加減であり、増加する都道府県の定員数の合計を、他の都道府県の仮上限から、当該都道府県の仮上限と前年度採用実績との差に応じて減ずることにより調整。
(※6)四捨五入等の関係で表記上合計が一致しない場合がある。
(※7)医師偏在指標に対しては、面積・離島・山間部等の地理的条件や、教育や研究を臨床と併せて行っている医師の勤務の状況等を十分に踏まえていないという指摘がある。臨床研修定員の算定に当たってはこれらの課題について一定程度対応しているが、医師偏在指標については、今後、これらの課題を整理の上で、指標や当該指標を活用した施策において地域の実状をより正確に反映する手法について引き続き検討することとしている。
(※8)基礎研修医プログラムは、募集定員上限の枠外に設定できることとする。

事 務 連 絡
令和3年2月12日

佐賀県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
医師臨床研修推進室

令和4年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員上限の追加について

平素より医師臨床研修制度の推進にご尽力を賜り誠にありがとうございます。
標記については、昨年度に引き続き、一部の都道府県において新型コロナウイルス感染症の対応により各臨床研修病院の定員調整が困難であるとの状況に鑑み、令和3年2月1日より持ち回りにて開催された医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の審議を踏まえ、下記の通りといたします。

令和4年度の募集定員上限が、令和3年度の各都道府県が定めた臨床研修病院の募集定員の合計を下回る都道府県において、都道府県が募集定員上限の追加を希望する場合に限り、令和3年度の募集定員の合計を限度として、令和4年度の募集定員上限に最大5人を加えることを可能とします。

貴県はその対象に該当するため、募集定員上限の追加を希望する場合は、5人の追加が可能となります。

つきましては、この度の募集定員上限の追加を踏まえ、令和3年4月15日(木)までに、地域医療対策協議会等の審議を踏まえ、当該配分案等を地方厚生局医事課宛てご提出願います。

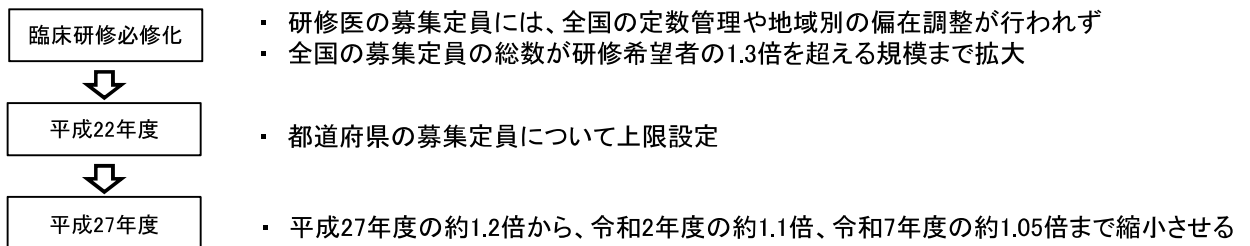
令和4年度都道府県別募集定員上限 について

1

臨床研修医の募集定員倍率

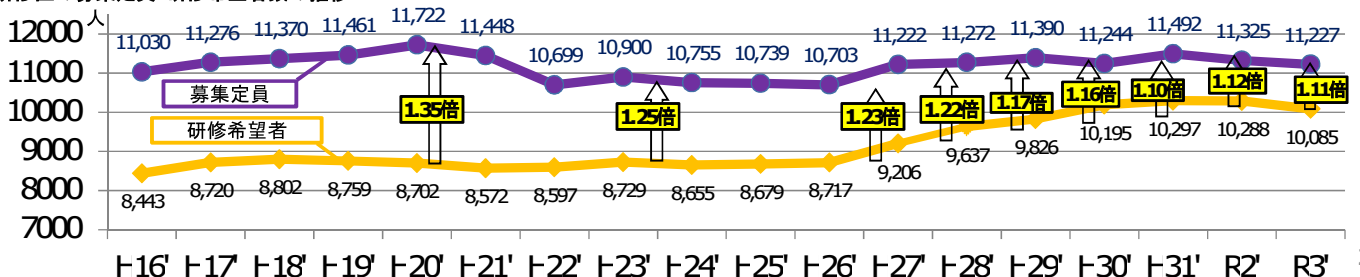
第31回医師需給分科会
令和元年11月27日
一部改定

○ 臨床研修の必修化後、研修医の募集定員が研修希望者の1.3倍を超える規模まで拡大し、研修医が都市部に集中する傾向が続いた。平成22年度の研修から都道府県別の募集定員上限を設定し、平成27年度には1.22倍まで縮小。今後、令和2年度には約1.1倍まで、令和7年度には約1.05倍まで縮小させる。



$$\frac{\text{全国の臨床研修募集定員数}}{\text{全国の臨床研修希望者数}} = \text{臨床研修医の募集定員倍率 (平成27年度 約1.2倍)}$$

研修医の募集定員・研修希望者数の推移



2

令和3年度からの臨床研修医募集における都道府県別の募集定員上限の見直しについて

背景

- 平成16年度に新たな医師臨床研修制度が導入されて以降、**研修医が特定の地域に集中しやすい状況にあるとの指摘**がされていた。
- 平成22年度から都道府県別の募集定員上限を設けられ、平成27年度の研修からは全国の募集定員の合計を研修希望者数に徐々に近づける目標設定をすることで、**研修医の都市部への集中が是正されるよう取り組みが行われていた。**

今回の見直しに至る経緯

- 令和3年度からの定員の算出については、平成30年の医師臨床研修部会報告書において、医学部入学定員による募集定員の算定に当たっては一定の上限を設けること、地理的条件等の加算を増加させること等により、**全体として大都市圏の都府県の募集定員を圧縮し、それ以外の道県の募集定員を確保することとされた。**
- さらに、令和元年11月の医師需給分科会で、臨床研修内定者数の傾向から現行の定員配置の方法では、**偏在是正効果が弱まっている事が指摘されたことを受け**、平成30年の医師臨床研修部会報告書とりまとめ後に医師偏在指標等のより精緻な指標が公表されたこと等を考慮し、**令和2年1月の医師臨床研修部会において、下記の計算方法の見直しが決定**された。

令和3年度研修からの都道府県ごとの定員の算出方法

■全国の募集定員上限

$$\text{研修希望者数} \times 1.09^{※1} + \text{前年度の定員上限と募集定員の差分} \times 4/5^{※2}$$

■各都道府県の募集定員上限

①人口分布

$$\text{都道府県の人口} / \text{全国の総人口}$$

②医師養成状況

$$\text{医学部の入学定員} / \text{全国の医学部入学定員}$$

人口分布による算出の1.2倍を限度とする

⑤激変緩和(前年度の採用数保障)

①～④の合計が前年度の採用実績に満たない場合、前年度採用数を当該都道府県の上限とする

研修医総数を①と②の多い方の割合で按分

③地域枠による加算

$$\text{奨学金貸与者数} \times 1.09^{※1}$$

採用実績による加算を廃止し、新規に導入

前年度採用数+5から変更

※1 令和7年までに段階的に1.05まで縮小
※2 令和7年までに段階的に縮小・廃止

倍率の外側での加算を縮小し、厳格な定員管理を可能とする

④地理的条件等の加算

- (1)100kmあたり医師数^{※3}
- (2)離島の人口^{※3}
- (3)医師少数区域の人口^{※4}
- (4)都道府県間の医師偏在状況^{※5}

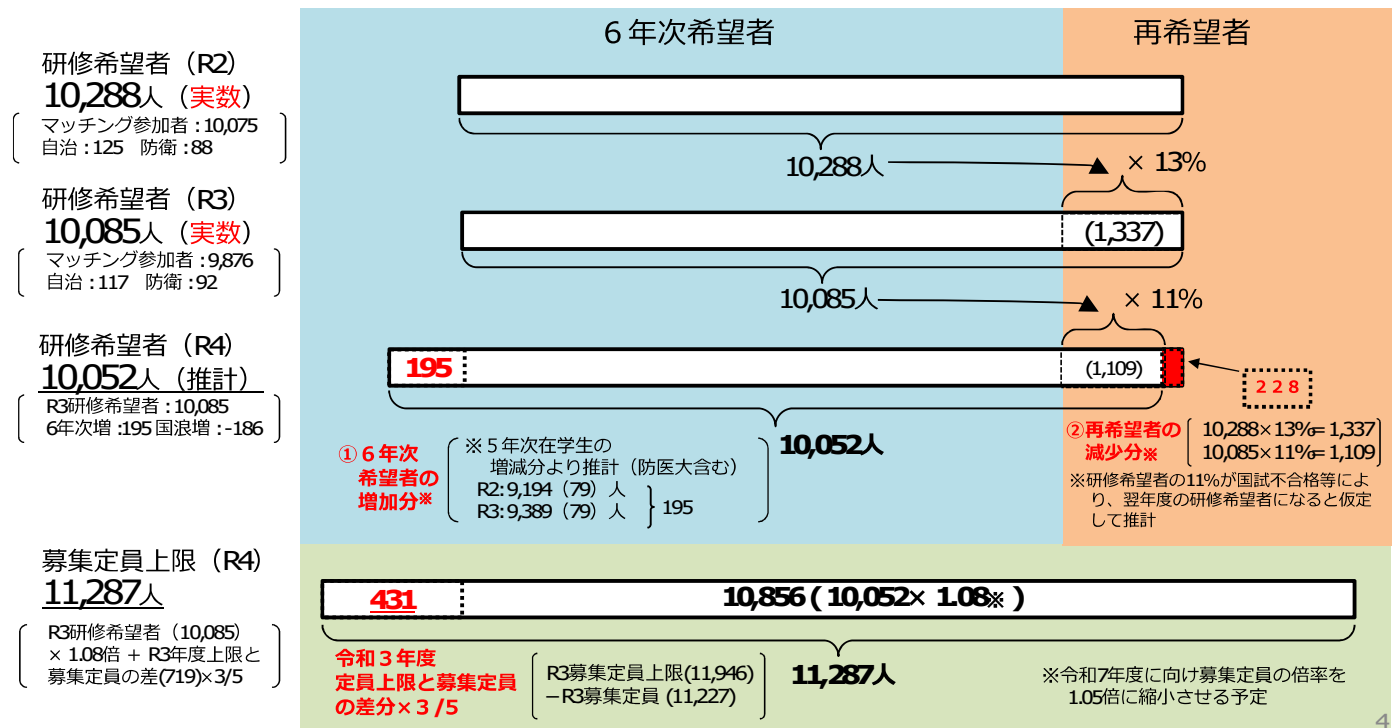
より精緻な指標による加算に変更

※3 それぞれに一定の係数をかけた値を加算
※4 残りの定数に 都道府県の医師少数区域の人口/全国の人口 をかけた数を加算
※5 さらに残った数を、都道府県間の医師偏在状況に応じて按分

研修希望者数及び募集定員上限の設定方法

令和4年度の研修希望者数は、令和3年度の研修希望者数に、

- ① **6年次希望者の増加分** (去年から今年の5年次学生の増加分により推計) 及び
- ② **再度研修を希望する者の減少分** (研修希望者の11%が国試不合格等により次年度の研修希望者になると仮定して推計) を加減して算出している。



令和4年度の都道府県別の募集定員上限計算の変更点について

■地域枠の加算について

- 令和3年度の定員上限計算では、都道府県が把握している地域枠のうち、都道府県が奨学金を貸与されている者の人数を用いて加算を行った。
- 令和2年8月の医師需給分科会において今後の地域枠の定義が示されたことから、地域枠の加算にあたり下記の要件を満たす地域枠医師の数も加味することとしてはどうか。

令和4年度に臨床研修医になる見込みの者で、かつ、下記①～④の要件を全て満たしている者

- ①別枠方式により選抜されていること
- ②卒業直後より都道府県内における9年間以上の従事要件が課されていること
- ③大学入学時に都道府県と本人と保護者もしくは法定代理人が従事要件に書面同意していること
- ④都道府県のキャリア形成プログラムが適用されていること

【医療従事者の需給に関する検討会 第35回医師需給分科会(令和2年8月31日)】

■激変緩和のための措置について

- 令和3年度の計算方法の見直しにおいて、定員数が急激に減少する都道府県に対する措置として、募集定員上限が直近の採用実績を下回る場合、「募集定員上限を直近の採用実績と同数とする」激変緩和措置を設けた。
- 今回、この計算方法を用いることにより、令和4年度の定員が、令和3年度の定員よりも多くなる都道府県が生じ※、定員数の減少に対する激変緩和を行うという趣旨に反する状況が生じる。
※令和4年度の定員計算においては、令和2年度の採用実績が用いられるため。
- 激変緩和措置の趣旨を考慮し、下記のように、激変緩和にかかる計算方法を見直してはどうか。

計算の結果、募集定員上限が令和2年度の採用実績に満たない場合、令和2年度採用数を募集定員上限とする。ただし、令和2年度の採用数が令和3年度の募集定員上限よりも多い場合は、令和3年度の募集定員上限を当該都道府県の上限とする。

5

令和4年度の臨床研修医募集における都道府県別の募集定員上限

■全国の募集定員上限(A)

$$\text{研修希望者数} \times 1.08^{※1} + \text{前年度の定員上限と募集定員の差分} \times 3/5^{※2}$$

※1 令和7年までに段階的に1.05まで縮小
※2 令和7年までに段階的に縮小・廃止

■各都道府県の募集定員上限

B 人口分布

$$\text{全国の研修医総数(推計)} \times \frac{\text{都道府県の人口}}{\text{全国の総人口}}$$

C 医学部入学定員

$$\text{全国の研修医総数(推計)} \times \frac{\text{医学部入学定員}}{\text{全国の医学部入学定員}}$$

①基本となる数

$$\text{全国の研修医総数(推計)} \times \frac{\text{BとCの多い方}^*}{\text{BとCの多い方}^* \text{の全都道府県合計}}$$

* C(入学定員)を用いる場合、B(人口分布)の1.2倍を限度とする

②地域枠

$$+ \text{奨学金貸与者数} \times 1.08 \text{ (今回の倍率)}$$

+

③地理的条件等による加算

- (1)100kmあたり医師数※3
- (2)離島の人口※3
- (3)医師少数区域の人口※4
- (4)都道府県間の医師偏在状況※5

※3 それぞれに一定の係数をかけた値を加算
※4 残りの定数に 都道府県の医師少数区域の人口/全国の人口 をかけた数を加算
※5 さらに残った数を、都道府県間の医師偏在状況に応じて按分

④激変緩和

・①～③の合計が令和2年度の採用実績に満たない場合、令和2年度採用数を当該都道府県の上限とする。ただし、令和2年度の採用数が令和3年度の募集定員上限よりも多い場合は、令和3年度の募集定員上限を当該都道府県の上限とする。

・上記により追加する定数については、他の都道府県の定数から $\frac{\text{各都道府県の(①～③の合計) - 前年度の採用実績}}{\text{他の都道府県の(①～③の合計) - 前年度の採用実績}}$ に応じて減ずる

6

参考

臨床研修医募集における都道府県別の募集定員上限の見直しについて

令和2年度研修まで

■全国の募集定員上限

研修希望者数 × 1.1^{※1} + 前年度の定員上限と募集定員の差分

※1 平成27度の約1.2倍から段階的に縮小

■各都道府県の募集定員上限

①人口分布

都道府県の人口/全国の総人口

②医師養成状況

医学部の入学定員/全国の医学部入学定員

研修医総数を①と②の
多い方の割合で按分

③地理的条件等の加算

- (a) 面積当たり医師数(100km²当たり医師数)
- (b) 離島の人口
- (c) 高齢化率(65歳以上の割合)
- (d) 人口当たり医師数

④採用実績による加算

残りの定員を直近の採用実績
に応じて按分

⑤激変緩和(前年度の採用数保障)

①~④の合計が前年度の採用実績に満たない場合、前年度採用数+5を当該都道府県の上限とする

令和3年度研修から

■全国の募集定員上限

研修希望者数 × 1.09^{※1} + 前年度の定員上限と募集定員の差分 × 4/5^{※2}

※1 令和7年までに段階的に1.05まで縮小
※2 令和7年までに段階的に縮小・廃止

■各都道府県の募集定員上限

①人口分布

都道府県の人口/全国の総人口

②医師養成状況

医学部の入学定員/全国の医学部入学定員

研修医総数を①と②の
多い方の割合で按分

③地理的条件等の加算

- (1) 100km²あたり医師数^{※3}
- (2) 離島の人口^{※3}
- (3) 医師少数区域の人口^{※4}
- (4) 都道府県間の医師偏在状況^{※5}

④地域枠による加算

奨学金貸与者数 × 1.09^{※1}

人口分布による算出の1.2倍を限度とする

⑤激変緩和(前年度の採用数保障)

①~④の合計が前年度の採用実績に満たない場合、前年度採用数を当該都道府県の上限とする

※3 それぞれに一定の係数をかけた値を加算
※4 残りの定数に 都道府県の医師少数区域の人口/全国の人口 をかけた数を加算
※5 さらに残った数を、都道府県間の医師偏在状況に応じて按分